

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一		一〇三 (略)		別表第一		一〇三 (略)		
整理 番号	業種その他 の区分	りん含有量 (単位一リットルに つきミリグラム)		備考	整理 番号	業種その他 の区分	りん含有量 (単位一リットルに つきミリグラム)	
		(1)	(2)				(1)	(2)
二	畜産農業	八	三六	総面積が五〇㎡以上の豚 房施設を有するものに あつては、第三欄の(1)(2)の 値は、四〇とする。	二	畜産農業	八	四〇
		(1)	(2)					
五	部分肉・冷凍肉 製造業又は肉加 工品製造業	四	一六		五	肉製品製造業	四	一六
一〇	魚肉ハム・ソー セージ製造業	三	六		一〇	魚肉ハム・ソー セージ製造業	三	六
二二	砂糖精製業	一・五	四・五		二二	砂糖精製業	一・五	五
三三	あん類製造業	三・五	九		三三	あん類製造業	三・五	一二
四七	配合飼料製造業	二	三		四七	配合飼料製造業	二	三・五

(略)	一〇二	窒素質・りん酸 質肥料製造業	二	一六	一	一六	
(略)	二二三	有機化学工業製 品製造業(整理 番号一〇九の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一・五	五	一	二	有機りん系農薬原体製造 工程にあつては、第三欄 (1)及び(2)の値は、それ ぞれ二、一六とする。
(略)	一三八	合成香料製造業	二	三・五	一	二	
(略)	一三九	香料製造業(前 項に掲げるもの を除く。)	二	三・五	一	二	
(略)	一四二	ゼラチン・接着 剤製造業(にか わ製造業を含む 。)	二	三・五	一	二	
(略)	二〇二	金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	二	五・五	一	三	(一) 溶融めつき工程(リ ん又はその化合物によ る表面処理施設を設 置するものに限る。)に あつては、第三欄(1) の値は、二・五とする。 (二) アルマイト加工工 程(りん又はその化合 物による表面処理施設 を設置するものに限る。)にあつては、第三欄 (1)及び(2)並びに(2) の値は、それぞれ八、

(略)	一〇二	窒素質・りん酸 質肥料製造業	二	二六・五	一	二六・五	
(略)	二二三	有機化学工業製 品製造業(整理 番号一〇九の項 から前項までに 掲げるものを除 く。)	一・五	五	一	二	有機りん系農薬原体製造 工程にあつては、第三欄 (1)及び(2)の値は、それ ぞれ二、二三とする。
(略)	一三八	合成香料製造業	二	四	一	二	
(略)	一三九	香料製造業(前 項に掲げるもの を除く。)	二	四	一	二	
(略)	一四二	ゼラチン・接着 剤製造業(にか わ製造業を含む 。)	二	四	一	二	
(略)	二〇二	金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	二	五・五	一	三	(一) 溶融めつき工程(リ ん又はその化合物によ る表面処理施設を設 置するものに限る。)に あつては、第三欄(1) の値は、二・五とする。 (二) アルマイト加工工 程(りん又はその化合 物による表面処理施設 を設置するものに限る。)にあつては、第三欄 (1)及び(2)並びに(2) の値は、それぞれ八、

(略)	二〇四	電子回路製造業	一	二・五	一	二	備考
	二〇五	電子部品・デバ イス・電子回路 製造業(前項に 掲げるものを除 く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機 器具製造業	一・五	三	一	二	
一六、六とする。							

別表第二

(略)	五	部分肉・冷凍肉 製造業又は肉加 工品製造業	四	一六	一	八	備考
	二〇四	電子回路製造業	二	三	一	二・五	
二〇五	電子部品・デバ イス・電子回路 製造業(前項に 掲げるものを除	二	三	一	二・五	民生用電気機械器具製造 工程(りん又はその化合 物による表面処理施設を 設置するものに限る。)	

(略)	二〇四	プリント回路製 造業	一	二・五	一	二	備考
	二〇五	電気機械器具製 造業(前項に掲 げるものを除き 情報通信機 器具製造業、電 子部品・デバイ ス製造業を含む)	一・五	三	一	二	
一七、六とする。							

別表第二

(略)	五	肉製品製造業	四	一六	一	八	備考
	二〇四	プリント回路製 造業	二	三	一	二・五	
二〇五	電気機械器具製 造業(前項に掲 げるものを除き 情報通信機 器具製造業を	二	三	一	二・五	民生用電気機械器具製造 工程(りん又はその化合 物による表面処理施設を 設置するものに限る。)	

(略)	く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機械 器具製造業						
(略)	にあつては、第三欄(1)(イ) 及び(II)並びに(2)(II)の値は 、それぞれ六、七、六・ 五とする。						
(略)	器具製造業、電 子部品・デバイ ス製造業を含む						
(略)	にあつては、第三欄(1)(イ) 及び(II)並びに(2)(II)の値は 、それぞれ六、七、六・ 五とする。						